

きた くぎかいだより

No. 278
発行/北区議会
〒114-8508
東京都北区王子本町1丁目15番22号
TEL 03(3908)9948



ヤマタノオロチ
「七社神社の八岐大蛇」

第2回定例会

○令和2年度一般会計補正予算（第2号）を可決しました

議員提出議案

○新型コロナウイルス感染症に係る追加の緊急対策を
求める意見書を可決しました

今回の写真は

第9回観光写真コンテストとりにきた。-観光部門「区長賞」
北区では、写真を通して北区の魅力を再発見し、広く伝えていくため、コンテストを実施しています。
他の入選写真は「北区観光HP」に掲載していますので、ご覧ください。
◎北区観光ホームページ
<http://www.kanko.city.kita.tokyo.jp/>

令和2年第2回定例会は、6月5日に招集され、13日間の会期で6月17日に閉会しました。

6月5日、8日の2日間にわたり、13名の議員が財政・福祉・教育・都市問題など当面する区政の課題について代表・個人質問を行いました。

今回、区長から提出された議案12件、議員から提出された議案2件、陳情4件を議決しました。

278号 目次

代表質問	2・3
個人質問	4・5
議決した議案	6
請願・陳情の結果	6
可決した意見書	6
議会用語解説	7
議会の動き	8
次回定例会案内	8

各会派の代表質問



災害時の業務継続計画について

エシカル（倫理）的消費について

自由民主党議員団

榎本 一



問 北区業務継続計画に区長が欠けた時には、副区長がその職務代理者となる。大災害が発生し、リーダー不在である等、最悪を想定するのが危機管理である。3役や第4、5番目の部長級職務代理まで想定し、区長に事故がある時に、職務代理者がすぐ登庁できるか否か、意識を持って職務に精励しているか。

答 区長が不在の際にも様々な計画等において、区長代理となる者を規定している。常に不測の事態が生じた場合を想定し、職務代理者となる副区長や、規則で規定された部長職は直ちに庁舎に参集し区長に代わって指揮をとれるよう組織としての体制を構築している。

問 SDGsを推進すると決めた北区が、エシカルな消費行動を区民に理解いただくことが重要と考える。ライフ・サイクル・アセスメントは、原材料の採取から材料の加工、製造、流通、使用、メンテナンスを経て、最終的に廃棄、リサイクルされるまでの製品のライフサイクルを通じて、環境に与える影響を評価する手法である。SDGsの目指すゴールは17あり、全ての課題解消のうち、速やかな対応が求められるのが、環境を破壊する行動を即刻やめること。これに協力できるのがエシカ

ルな消費である。この倫理的な消費を、区民が理解し行動に移していくために、区はどのような手本を示せるか。

答 区では、区内最大の事業者としてエシカルな消費行動を推進する上で、環境面においては、北区環境基本計画2015等の中で、区民や事業者としての環境配慮指針、行動指針を定め、ライフ・サイクル・アセスメントに関連するエコマーク等がついた商品選択を推進する等、区民・事業者の環境に配慮した行動の促進を図っている。また、エシカル消費の講座を開催し、区民にエシカル消費が一層広がるよう取り組んでいく。

問 北区で教育を受けた児童・生徒が悩み、苦しんで死を選ぶ考えがよぎっても、戻ってくるのできる人となるように、誹謗中傷する人にならないように望むことから、ネットリテラシーをしっかりと身につけてほしいと考えている。GIGAスクール構想により、児童・生徒が初めに学ぶネットリテラシーのカリキュラム構築がどのように行われているのか。

答 文部科学省が情報モラル指導モデルカリキュラムを示しており、各学校はこれを参考に情報教育全体計画を作成し、情報モラルを含

めた情報活用能力の計画的な育成に努めている。また、各学校が実施するセーフティ教室では、インターネットや携帯電話の使い方について児童・生徒が学習している。

問 AEDのピクトグラムがJIS規格化された。区民から、公共施設にAEDが設置されているが、夜間に必要な場合、施設に入れないため、この設置のあり方を考えてほしいという声がある。東日本大震災の日の夜、大勢の人が幹線道路を歩いて帰宅した経験から、健康のためにも多くの人は自転車通勤を始め、現在も道路を走行する姿が格段に増えている。同じ社会現象として不要不急、3密を避ける夜間のランニング等が増えたように感じる。人はいつ倒れるかわからないことから、時間外の場合は不似合いと考える。24時間取り出せるAEDの設置について、区の見解は。

答 機器を適切に管理する必要性があることから、施設の開設時間のみ使用可能となっている。入院施設のある病院や交番に設置しているAEDは24時間利用が可能な場合もあることから、他機関が設置したAEDも今後、個別に確認し、情報を区のホームページに掲載するなど、安心・安全につなげていく。



JIS規格化されたAEDピクトグラム(視覚記号)

事業者とともに動き出すべきだが、見解は。

答 電波法に基づく免許申請等課題もあることから、引き続き研究に努めていく。

問 再度、学校が臨時休業になった際には、児童・生徒の学びの保障や心のケア等最低限取り組むべき業務を家庭任せにはせず、確実に継続できるよう工夫が必要だが、区の見解は。

答 オンライン家庭学習教材の活用やYouTubeでの教員からのメッセージ配信等により、子どもの学びの保障や心のケアに取り組む。

問 施設での感染予防のために、水道の栓のレバーハンドル化や給食調理室のドライ化等、施設の整備が必要と考えるが、区の見解は。

答 レバーハンドル化は直ちにできる取組として校長会と相談する。また、調理室等のドライ化等は各学校の状況を踏まえ推進に努める。

問 生活困窮世帯等の子どもの学習や、家庭で十分な食事ができない子どもの食事の確保等、課題を抱えている子どもたちを包括的にサポートする事業を積極的に実施するよう求める。

答 生活困窮・ひとり親世帯等の学習支援事業は、6月中旬からの順次開始に向け準備を進めている。また、食事の確保については、交流のある団体から意見を伺い、検討を進める。



民間企業から貸与を受けた新型コロナウイルス感染者移送車両(北区保健所前)



新型コロナから命と暮らしを守る

誰一人置き去りにしない北区に

公明党議員団

古田 しのぶ



問 区は、コロナ禍の対応として基金等を活用し緊急的な対応をしてきたが、今後の基金の使い方や財政の見通しは。また、感染症拡大の影響により事業見直しも必要になると考えるが、どのように優先順位を付けるのか。

答 今後、極めて厳しい財政状況が見込まれる中、財政の持続性確保のため緊急的な対策を講じ財政調整基金の残高確保を図るとともに、あらゆる事務事業について様々な観点から優先順位を定め、見直し等を速やかに検討する。

問 区は、PCR検査センター等へ自力でいけない人のため、また、感染拡大防止のために患者移送用車を用意し移動支援をすべき。

答 感染リスクへの対策や車両の確保等、移動支援の実現には多くの課題があるため、関係団体等と協議を重ねながら検討していく。

問 区は、経済的に影響を受けている区民や事業者に対し、国等の支援制度を周知するとともに、実情に応じて支援することが必要である。現在の経済的な非常時から区民や事業者が脱するために、きめ細やかな支援を求める。

答 区民へは、北区社会福祉協議会と連携を図り、相談者に寄り添う支援につなげるとともに、事業者へは、将来に向けて事業を継続で

きるよう、丁寧な経営相談等に努めていく。

問 心の健康を守る施策と自殺対策に力を入れ、コロナ関連死を誰一人出さないことが区の責務である。生きる希望を失っている人への支援を盤石に構築することを求める。

答 庁内関係課で構成する北区自殺対策連絡会において、課題や個別ケースの対応事例等情報共有を図りつつ、関係機関と連携していく。

問 コロナ以外の感染症に罹患するリスクを減らすことも重要であるため、予防接種のわかりやすい一覧を作成し区民への周知を求める。

答 予防接種等の周知については、ホームページでの周知に加え、対象者に個別に通知を行うなど、丁寧な情報提供に努めている。

問 子育て親子を支える機能や居場所については、感染予防対策をしながら維持させSNSでの相談等工夫し、妊娠から子育てまで切れ目ない支援により孤立させない対策を求める。

答 国の補正予算に計上された子どもの見守り強化アクションプランに基づき、要保護児童対策地域協議会を中心に民間団体と連携を図り、地域見守りのネットワーク構築を進める。

問 地域の活性化や区民への情報伝達のため、区はコミュニティFM放送局の開設に向け民間

各会派の代表質問



新たな感染拡大に万全の備えを 一人一人に行き届く支援の拡充を

日本共産党北区議員団

永井 朋子

- 問** 新型コロナウイルス感染症対策として、北区においてもPCR検査センターが開設された。区の検査体制の現状について、検体採取できる機関の箇所数とPCR検査の実績は。また、この間の保健所への相談件数は。
- 答** PCR検査可能施設は5か所で、5月31日までの電話相談は約4,900件、検査数は約880件で陽性の北区民は約90名。2か所目の検査センター等、今後も検査実施体制を整備する。
- 問** 防護服等の感染防止資材の供給、医療従事者への危険手当創設、医療機関の経営難に対する抜本的財政支援を国や東京都へ求めるとともに、当面の間の区独自の支援を求め。
- 答** 国や東京都は感染拡大防止や医療提供体制整備について、包括的な支援事業を実施している。区内医療機関に対し申請を促すとともに、国や東京都に対し一層の支援を要請する。
- 問** 医療・介護従事者、保育士等を対象としたスクリーニング目的でのPCR検査や抗体検査を積極的に行う仕組みづくりを求め。
- 答** 無症状者への検査は医学的、公衆衛生的な対策として推奨されていない。また、抗体検査は国主導で実施される事業と認識している。
- 問** 特別定額給付金申請書の誤記入に対して、

- 再申請等の柔軟な対応を図ることを求める。
- 答** オンライン申請の不備は個別に連絡を取り、郵送申請の誤記入には再申請書類を送る予定。
- 問** 区独自の臨時特別給付金を、生活保護世帯のひとり親家庭にも支給するよう強く求める。
- 答** 他自治体等の状況を見ながら、実施日程に影響を与えない範囲で引き続き検討する。
- 問** 新たな国保料減免制度の対象外世帯等に対し既存制度の積極的活用による温かい対応を。
- 答** 今後の感染症の状況や事業収入の見通し等も踏まえつつ、丁寧に納付相談を行っていく。
- 問** 中小事業者は売上げの落ち込みに苦しみ、家賃等の固定費に事業継続も危ぶまれている。固定費への区独自助成の早急な開始を求める。
- 答** 家賃支援に取組む自治体の事例も認識しているが、国の予算案には家賃支援給付金が盛り込まれており、まずはこうした制度を案内しつつ、中小企業の経営状況等を注視していく。
- 問** コロナ禍での保育園運営費について、複数の私立保育園から、実績見合いの延長保育や特別に配慮が必要な子どもへの保育補助等の昨年実績を考慮した支給の要望を受けている。区として善処すべきと考えるが、見解は。
- 答** 各種加算や加減調整等の取扱いを、国は要

件を満たせない場合等でも支給し、施設の収入を保証するとしている一方、延長保育事業等の取扱いは国から明確な方針が示されておらず、今後の方針を踏まえながら対応する。

- 問** 障がい児の放課後等デイサービスにおける児童の健康管理や相談支援等について、電話や訪問などでも報酬算定が可能となったが、保護者に負担が生じることとなる。利用者負担を発生させないための事業者支援を求める。
- 答** 国の第2次補正予算案では、新型コロナウイルス感染症の影響による代替的支援に発生する利用者負担について、国や東京都、区市町村により補助を行うとされている。今後、国の補正予算の補助事業の活用を検討する。
- 問** 新型コロナウイルスの第2波、第3波の感染拡大に備えるため、保健所体制強化の予算を増額し、医師や保健師等の増員を図るとともに、区内での複数の保健所の設置を検討し、機能の拡充を図るべき。
- 答** 業務量拡大に伴い人員を確保し対応してきたが、今後も適正な職員配置に努める。専門的、技術的機能の集約により迅速な対応が図られており、保健所の複数設置は考えていないが、効果的、効率的な執行体制を検討する。



区の新型コロナ対策について問う 秋冬の第2・3波に備えよ

立憲クラブ

赤江 なつ

- 問** 今回の緊急事態宣言を伴った新型コロナウイルス感染症対策について、北区の状況をどのように振り返るか。また、PCR検査拡充の計画及びこれまでの検査数は。
- 答** 一時は受入れ病床がひっ迫したが、最悪の事態を免れたと認識している。PCR検査数は約880件で、検査体制は2か所目のPCRセンターを整備し、週200人の検査を可能にする。
- 問** 新型コロナウイルス感染症と地震や大規模水害が同時に発生するなどの複合災害が発生した場合、北区ではどのように認識し、対応策をとろうとしているのか。
- 答** 東京都北区地域防災計画地震対策編・風水害対策編を基本に、昨年台風19号の教訓から、早めの避難行動の呼びかけ等、適宜対応策を講じ、避難所の感染予防策にも取り組む。
- 問** 自主避難施設の運営体制について、自主防災組織や消防団、PTA等をはじめとする地域の関係者と連携を取り、避難方法や避難施設の運営の仕方を見直すべき。
- 答** 庁内で検討を進めており、可能な限り職員を配置し、町会・自治会や自主防災組織等とも避難施設の開設・運営に係る協議を進める。
- 問** コロナ禍で休校中、学校からの課題が多く、

- 家庭への負担が大きいと伺っている。今後、第2波・第3波の際には、学習課題が家庭に及ぼす影響をどのように軽減するのか。
- 答** オンラインによる学習教材を活用した家庭学習の取組みを行うことで、再び学校が休業となった際にも、子どもたちの学習を保障するとともに、家庭の負担軽減にもつなげる。
- 問** GIGAスクール構想が前倒しされ、ICT教育を推進することにより、オンライン授業等が可能となる。不登校の児童・生徒にとっても参加しやすくなると考えるが、区のICT教育推進の方向性についての見解は。
- 答** 学校と家庭の連携による基礎学力の向上などを旨とするともに、家庭学習環境を構築し、不登校の児童・生徒の学習保障につなげる。オンラインホームルームについても、今後のオンライン学習の整備に合わせ検討する。
- 問** 全国的に今年1月から3月までの児童相談所における虐待対応件数は増加している。北区での児童相談所及び子ども家庭支援センターへの相談件数や対応件数の状況と対応策は。
- 答** 今年4月の同センターでの虐待に関する相談件数は40件、虐待は20件で過去2年と比べ、微増である。今後も子どもの状況確認及び関

係機関との連携を強化し、虐待防止に取り組む。

- 問** 中高生の望まぬ妊娠に関する相談が過去最多となっている。性情報がインターネット上に氾濫する状況に子ども達を放置するのは一種の社会による虐待だと思うが、区の見解は。
- 答** 性に関するネット上の情報により、望まぬ妊娠に遭わないよう、学校と保護者、地域が連携して、児童・生徒の健全育成に取り組む。
- 問** 外出自粛等によるストレスや将来への不安等から、うつ病の兆候を示す人が増えていると言われている。自殺予防の視点を含め、北区でも心の健康に配慮した対策を拡充すべき。
- 答** 相談窓口として、健康支援センター等をホームページで周知しており、相談があった際には関係機関等と連携して適切に対応する。
- 問** 医療従事者、保育・介護従事者への危険手当を支給すべきと考えるが、区の見解は。
- 答** 都が医療機関に直接補助している。全国社会福祉協議会等が保育所等職員への慰労金支給を国に要望しており、その動向を注視する。
- 問** 出産前後や子育ての相談、情報交換やイベント等をオンラインで行えるようにすべき。
- 答** オンライン相談事業をNPO法人に委託し、相談体制の充実と不安解消に努めている。



小学校で実際に使われているパソコン等

個人質問



**誰も置きざりにしない北区に
全ての人々が輝く社会の実現を**
公明党議員団
くまぎ 貞一

- 問** 食品ロス削減の取組について、他区ではフードドライブを常時設置し、生活困窮者の支援につなげている。北区でもフードドライブを常時設置し、食品ロス削減を推進すべき。
- 答** 食品ロス削減に向けた計画を策定し、フードドライブ等の具体的な施策を検討する。他自治体の取組も参考に、北区の実情に合ったフードドライブの仕組みを構築していく。
- 問** 視覚障がい者の歩行の安全確保について、歩行時間延長信号機用小型送信機が有用であるが、認知度が低い。区としても普及に力を入れるべきと考えるが、区の見解は。
- 答** 同送信機は視覚障害者の歩行の安全確保に有用であると考え。今後、他自治体の取組も参考にしながら普及啓発を図っていく。
- 問** 田端地域の中学校には特別支援学級がなく、保護者に登下校の付添い等の負担がかかっている。均衡を失うことや過度な負担を課することのないよう、田端地域にも設置すべき。
- 答** 堀船中学校への特別支援学級開設で、一定程度の負担は軽減できると考える。今後は庁内検討委員会を設置し、研究・検討を行う。



**感染症と複合災害に備えよ
カジノ誘致中止を都に求めよ**
日本共産党北区議員団
さがら としこ

- 問** 新型コロナウイルスなどの感染症と自然災害の複合リスクへの備えが急がれる。避難所における感染症拡大防止やあらゆる場面でのプライバシーの尊重とジェンダーの視点に立った取組について、区の見解は。
- 答** プライバシー保護等について、段ボールベッドの供給に目途がついたが、引き続き女性が着替えや授乳の際に利用でき、感染症拡大防止にも有効な間仕切りの確保等に努める。
- 問** 赤羽自然観察公園における環境保全について、都が昨年実施した湧水箇所の特定や水質検査のうち、北区に報告された調査結果は。
- 答** 地下水起源の湧水の可能性が高い箇所が二地点確認されたが、引き続き年間を通じた水質や動植物の調査を行っていくと聞いている。
- 問** 新型コロナウイルス対策に集中的に取り組まなければならない時に、都民の大事な血税をカジノ誘致につぎ込むべきではない。カジノ誘致は行わないよう、都に求めよ。
- 答** IR（統合型リゾート）誘致について、都は明確な態度を表明していない。情報収集に努めながら、東京都の動向を注視していく。



**コロナ禍の学校生活確立を
今こそ30人学級の実現を**
日本共産党北区議員団
本田 正則

- 問** 新型コロナウイルスによる一斉休校や分散登校で、履修できなかった授業日数や時間数を夏休み期間等の補充授業でどのように確保するのか。学習の遅れを取り戻し、子どもに

学力を保障する手立てについて、見解は。

- 答** 今年度の夏季休業期間の短縮等で、概ね9割以上の時数を確保するよう各学校に教育課程の再編成を依頼した。子どもたちの学力を保障するため、授業と家庭学習を組み合わせた学習計画、効率的な授業などを工夫する。
- 問** 家庭学習支援のため、家庭と学校間のオンライン環境整備を、人手もつけて着実に進めることに力を注ぐべきと考えるが、見解は。
- 答** 今年度末を目途とした一人一台端末の配備に向け全力で取組む。翌年度以降の環境整備に対する財政措置等は引き続き国に求める。
- 問** コロナ禍により身体的距離の確保を社会全体で取り組んでいるなか、教室も例外ではない。今こそ30人学級の実現を国と都に求めよ。
- 答** 少人数学級によるきめ細やかな指導が必要と考え、国に実現を求めてきたが、引き続き国や都に他自治体と連携を図って働きかける。



**多様性社会推進を求めて
マイノリティへの支援を**
立憲クラブ
うすい 愛子

- 問** 同性パートナーがコロナ陽性疑いで専門病院に移送された際、法律上の家族ではないため病院名を知らされなかったとの報道があった。同じケースが発生した場合の区の対応は。
- 答** 感染症法により、区は患者の意思確認ができない場合、未成年患者の保護者等以外に居場所情報等の提供は行わない。なお、各医療機関は個々の判断で対応すると認識している。
- 問** 外国籍の方への対応について、日本国籍でない家を借りられないことがある。区独自の居住支援の実施を提案するが、見解は。
- 答** 外国籍の方を含めた、住宅確保に困窮する区民に対し、住居確保給付金の活用と合わせ、円滑な住宅確保に向けて検討していく。
- 問** 里親の担い手として同性カップルも認められたが、北区内で同性カップルに対して里親認定されたことがあるか。今後、同性カップルを里親として認定する方向性を問う。
- 答** 区内には1組の同性カップルの里親認定があると聞いている。里親認定業務等は都が実施しており、認定にあたっては子どもの利益を最優先に総合的に判断されている。



**命を守る医療・検査の拡充を
心身の健康と教育力の拡充を**
無会派(社会民主党所属)
佐藤 ありつね

- 問** 新型コロナ対策で最優先すべきは検査体制の拡充と医療体制の強化である。唾液によるPCR検査や抗原検査が可能となったが、検査体制の拡充について、今後の計画を問う。
- 答** PCR検査センター設置と共に新型コロナ外来の医療機関を拡充した。今後、2か所目の検査センターを整備し、体制拡充に努める。
- 問** 新型コロナにより、解雇等や補償なき一時休業が広がり、窮状に陥る方が激増している。事業所や区民に対して、様々な支援制度の周知を徹底し、制度利用の働きかけを強めよ。
- 答** これまでの窓口・電話対応に加え、区内士業団体の協力による相談会を開催し、事業者

ワーク等と連携し、適切な情報提供に努める。

- 問** 新型コロナ対策で20人を基準とした学級編制を行っているが、これを臨時的処置に留めずに都が率先して35、30人学級へと取組を進めるよう、23区長会から都に求めよ。
- 答** 学級編制については、少人数学級で、きめ細やかな指導が必要と考えており、引き続き、他自治体との連携を図り国や都に働きかける。



**子どもと親たちの声を、力に
コロナ禍の教育・養育費問題**
無会派(無所属)
こまざき 美紀

- 問** コロナ禍での休校中の教育について、オンライン教材等の有無による自治体間格差や、学校からの課題の対応による家庭間格差が生じている。双方向のコミュニケーションツールやオンライン授業等の早急な準備を求める。
- 答** 双方向のオンライン授業は一人一台端末配備を見据え、先行事例研究等に取組む。また、進捗に遅れのある児童・生徒には、学力フォローアップ教室等により適切な支援を行う。
- 問** 養育費の受け取り率向上のために文書での取決めを進めるよう、離婚の際のサポートガイドの新規作成と、法務省のパンフレットを、離婚届受け取り時等に渡すことを求める。
- 答** 現在も離婚届に啓発パンフレット等を挟み込み窓口に配置しているが、取りに来た方が子どもの養育に関する必要な情報を得られるよう、教育委員会とも十分に連携していく。
- 問** 養育費不払い問題の解決のため、全国で導入され始めている、不払い養育費の受取りを自治体が支援する制度の導入を強く要望する。
- 答** 養育費受け取りの支援については、相談、支援機能のあり方とあわせて検討していく。



**区民を守る為に最善の努力を
一致団結して頑張りましょう**
無会派(NHKから国民を守る党所属)
みつぎ 慎太郎

- 問** 新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要なマスク、消毒液、防護服等の現在の備蓄数と不足分を確保するルート等の確立は。
- 答** マスクは約12万枚、消毒液は約3,500本、防護服は約2,700着を備蓄している。今後も様々なルートを通じて必要数を確保していく。
- 問** 区長は区民の命を預かるトップリーダーとして、北区民を守るために、新型コロナウイルス感染症の終息を目指すにあたって、先頭に立ち引っ張っていくその覚悟と想いを問う。
- 答** 今定例会では困窮されている方々への支援策やPCR検査体制の充実のための経費等を含む補正予算案を提案している。今後とも自ら先頭に立ち、全庁を挙げて取組む。
- 問** 羽田新飛行ルートについて、コロナ禍で航空需要が減少している中で、現在も都心上空を飛んでいくのは地域住民に更なる不安を与えるため、一時休止又は今後撤回すべき。
- 答** 羽田新飛行ルートは、国の航空政策として運用開始を決定したと認識しているが、今後も安全対策や環境対策の積極的な取組と十分な情報提供等を行うよう要請していく。



**新型コロナ感染症対策
各種計画の体裁の統一等**
無会派(都民ファーストの会所属)
山中 りえ子

問 学校給食費について、区は10月分から第2子を半額、第3子以降には全額補助し、保護者負担の軽減を図るとしているが、新型コロナ感染症対策として前倒しで実施すべき。

答 現在、実施内容の詳細を詰めながら、システム改修を進めているが、改修スケジュールの前倒しは困難である。予定どおり、本年10月からの実施を目指していく。

問 公衆トイレの改修にあたっては、豊島区の実績を参考に、地域の中で愛されて利用される、おもてなしの心を込めたトイレにリフレッシュすべきと考えるが、見解は。

答 トイレのリフレッシュにあたっては、豊島区の実績も参考にしながら、洋式化の計画的な推進とともに清潔で快適なトイレ空間の整備等、使いやすい施設への転換を図る。

問 区が策定した各種計画について、章立て等の体裁が統一されていない。区民が読みやすく、理解しやすいような工夫をすべき。

答 各種計画の特色等を踏まえる必要もあり、難しい点もあるが、文言等の統一の他、体裁等も分かりやすい計画となるよう留意する。



**緊急時の柔軟な対応を求む！
事業者・児童に早急な支援を**
無会派(日本維新の会所属)
吉田 けいすけ

問 起業直後の状態から、新型コロナウイルスの緊急事態宣言により、営業開始できなかった事業者に対し、家賃補助など何らかのサポートを行う制度をつくることはできないか。

答 北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の要件を緩和し、創業3か月以上1年未満の方も対象とした。また、その他の融資制度を案内するなど、引き続き対応に努める。

問 新型コロナウイルスの第2波や未知の危機への備え、さらにはGIGAスクール構想等を進める上でも対面方式以外の学びを今一度考えなければならない時期にきているが、見解は。

答 これまでの授業の実施方法と新たな環境整備による実施方法とを組み合わせることで、家庭の経済状況や学習環境に左右されない公教育を実施し、子どもの学力保障の実現に努める。

問 有事の際は区民の命、生活を守るため区長の強いリーダーシップが求められる。新型コロナウイルスにおける区長の決意を問う。

答 今定例会では困窮者への支援策、PCR検査体制充実の経費等を提案している。今後も自ら先頭に立ち全庁を挙げて取組を進める。



開かれた区議会を目指して

区民の要望は請願や陳情として提出できます

【請願・陳情の提出方法】

請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望する制度です。請願・陳情ともに形式は同じですが、**請願書には紹介議員の署名が必要**です。

請願・陳情の提出先(あて名)は区議会議長とし、区議会事務局へ提出します。受付は常時行っていますが、定例会の会期中の委員会で審査するためには、事務の手続き上、**会期の初日の4日前**(区役所が休みの日を除く)までに提出する必要があります。

(記入例)

こんな日程の場合		〇〇に関する請願(陳情)書
4日前	月 締切日	要旨
	火	理由
3日前	水 祝日	※紹介議員 (署名または記名押印)
	木	請願(陳情)者(代表者)
2日前	金	住所
	土	氏名 ④
1日前	日	電話番号
	月 会期初日	年 月 日
		東京都北区議会議長 殿

※陳情の場合、紹介議員は必要ありません。
※区外に住所を有する個人又は団体から提出された陳情は、所管委員会に付託せず、参考送付する取扱いとしています。そのため、所管委員会での審査は行いません。
※請願者・陳情者の住所・氏名は原則公開されます。ただし、特段の理由がある場合には、一般公開資料(HP等)において住所及び氏名の一部を非公開とすることができます。非公開をご希望される方は、請願・陳情をご提出される前に、区議会事務局までご相談ください。

【請願・陳情の審査方法】

請願・陳情は審査し、その内容に議会として賛成できるものは「採択」、賛成できないものは「不採択」とします。引き続き審査すべきと判断した場合には、「**継続審査**」とします。なお、請願と陳情の審査等の扱いは同様です。

採択された請願・陳情のうち区で取り組むべきものは、議長から区長や、教育委員会をはじめとする行政委員会などの執行機関へ送付します。執行機関は、その後の取組状況について議会へ報告することになっています。

また、請願・陳情の提出者には、その審査結果を通知しています。

議会を傍聴することができます

北区議会では、本会議のほかに常任委員会・議会運営委員会・特別委員会、協議等の場(全員協議会等)も公開しています。

【傍聴の方法】

◎議場

- ・本会議
- ・全員協議会

区議会事務局(区役所第一庁舎4階)で傍聴券の交付を受けてから、傍聴席(6階)へお入りください。

◎委員会室(第一・第二)

- ・常任委員会
- ・議会運営委員会
- ・特別委員会
- ・議会情報PR委員会

委員会室前(区役所第一庁舎4階)で傍聴簿に氏名・住所を記入の上、入室してください。

【定員等】

定員は、議場が70人、第一委員会室が20人、第二委員会室が30人で、先着順となります。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、定員数を減らす場合があります。

また、手話通訳派遣も行っています。詳しくはホームページをご覧ください。
※カメラ、録音機の持ち込みは原則禁止しています。また、携帯電話等の機器類につきましては、電源をお切りいただきます。

議会広報について

【本会議等の日程】

「区議会開催のお知らせ」を区の掲示板や地域振興室などに掲示しています。

【議会活動の状況】

議会活動の状況をお知らせする「きたくぎかいだより」や本会議・委員会などの「会議録」・「区議年年報」を発行しています。

※「きたくぎかいだより」は、目の不自由な方のための点字版、テープ版及びデジ版(声のくぎかいだより)を発行しています。声のくぎかいだよりはホームページで聴くことができます。

【会議録・会議資料の閲覧場所】

◎会議録(本会議及び予算・決算特別委員会)

- ・区議会事務局(区役所第一庁舎4階)
- ・中央、赤羽、滝野川図書館

◎委員会記録・各種会議資料等

- ・区議会事務局

※会議録及び委員会記録・各種会議資料等は北区議会ホームページ(<https://www.city.kita.tokyo.jp/gikajimukyoku/kuse/gikai/>)でも同様に閲覧できます。

※北区議会ホームページのQRコード



【議会放映】

◎J:COM東京北(ケーブルテレビ)

定例会の代表質問をJ:COMチャンネルで録画放映しています。放送日時は「きたくぎかいだより」やホームページなどでお知らせします。

◎ホームページ

定例会の代表質問及び個人質問を録画配信しています。また、臨時会は、全日程を配信しています。

議決した議案

会派名等と議員数 自:自由民主党議員団(11) 公:公明党議員団(10) 共:日本共産党北区議員団(9) 立:立憲クラブ(4)
 無(社):無会派(社会民主党所属)(1) 無(新):無会派(新社会党所属)(1) 無(無):無会派(無所属)(1)
 無(N):無会派(NHKから国民を守る党所属)(1) 無(都):無会派(都民ファーストの会所属)(1) 無(維):無会派(日本維新の会所属)(1)

	議案名	概要	自	公	共	立	無(社)	無(新)	無(無)	無(N)	無(都)	無(維)	議決結果	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
区長提出議案 第2回定例会	東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例	区民税に係る未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に係る規定等を定める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区手数料条例の一部を改正する条例	東京都屋外広告物条例の一部改正に伴い、プロジェクションマッピングの許可申請手数料を新設するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カード再交付手数料に係る規定を削る	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例	東京都北区立飛鳥中学校の位置を変更する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例	東京都北区立滝野川北保育園との統合に伴い、東京都北区立滝野川北保育園つばみ分園を廃止する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の特例を規定する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例	保険料の軽減を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免の特例を規定する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	その他	滝野川小学校リフレッシュ改修工事(2期)請負契約	契約相手:東峰建設株式会社 契約金額:2億53万8,140円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		(仮称)赤羽台けやき公園整備工事(Ⅱ期)請負契約	契約相手:日比谷・日本製紙建設共同企業体 契約金額:1億9,800万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		特別区道路線の認定について	特別区道路線の認定をする	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	可決
		訴えの提起について	元東京都北区職員に対し、区損害額等の支払いを求める訴えを提起する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	予算	令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算:14億9,641万円の増 債務負担行為:4件の追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		令和2年度東京都北区介護保険会計補正予算(第1号)	介護保険料の減額及び一般会計繰入金増額の増額に伴う財源更生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議員提出議案 意見書	新型コロナウイルス感染症に係る追加の緊急対策を求める意見書	意見書の内容については、下記「可決した意見書」をご覧ください	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急経済対策を求める意見書	大胆な緊急経済対策を迅速に行うよう、国会及び政府に求める	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	否決	
	議案名	概要	自	公	共	立	無(社)	無(新)	無(無)	無(N)	無(都)	無(維)	議決結果	

※議長は表決に加わりません。

○:賛成 ×:反対

結果の出た請願・陳情

今定例会では6件の陳情が提出され、4件の陳情(前臨時会付託分1件を含む)が議決されました。

番号	件名	結果
陳情2第6号	国際社会と連携して武漢ウイルス研究所等への査察等を求める意見書提出に関する件	不採択
陳情2第9号	消費税を緊急に0%に引き下げをを求める意見書提出に関する件	不採択
陳情2第10号	新型コロナウイルス感染症から区民生活をまもり、安心・安全に生活ができるよう、意見書提出等を求める件(第2項)	不採択
	新型コロナウイルス感染症から区民生活をまもり、安心・安全に生活ができるよう、意見書提出等を求める件(第3項)	採択
陳情2第11号	暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する件	採択

その他の陳情は継続審査となりました。

※不採択の理由は、いずれも願意に沿い難いため

可決した意見書

○新型コロナウイルス感染症に係る追加の緊急対策を求める意見書

政府は本年5月25日、新型コロナウイルス感染症に関する5都道県に出されていた緊急事態宣言の解除を行ったが、秋冬にも第2波の発生が懸念されている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、次の感染の波に備え、医療提供体制や検査体制の更なる充実に取り組み、同時に感染の防止と社会経済活動の段階的な引上げとともに更なる経済支援策を実施するよう下記の事項について取り組むことを要望する。

- 1、緊急事態宣言が解除後の新型コロナウイルス感染防止との調和を図る「新しい生活様式」の普及・実践や店舗実態に即したガイドライン整備の実効性ある対策を早急に講じること。
- 2、次の感染の波に対処するため、感染者の早期発見・追跡・入院治療体制を再構築するとともに、保健所機能体制強化の施策をすること。また、特効薬・ワクチンの実用化、ガウン等の医療資機材の安定供給、各地域に必要な医療提供体制の整備と抗原検査も含めた検査体制確立を図ること。

- 3、医療機関の経営や医療従事者の生活に支障が生じないよう特段の措置を講じ、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の大幅な増額や柔軟な運用を含め、万全の支援を行うこと。
- 4、長期の学校休業に鑑み、特に年度末の受験の時期について国の方針を早急に示すこと。
- 5、未曾有の経済危機と捉え、第2次補正予算に引き続き大胆かつ早急な経済対策を打ち出すこと。

議会用語解説

議会や委員会を傍聴したり、会議録を閲覧していて気になるのが、議会内で専門的に使われる用語ではないでしょうか。ここでは、よく登場する用語について、北区議会での運用状況を基に簡単に解説を掲載しました。50音順に掲載していますので、ご参考にご覧ください。

	用 語	解 説
あ	委員会(いいんかい)	議案その他の議決事項は、本会議で決定されますが、本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員で構成する委員会を設け、議案などを専門的・能率的に審査しています。委員会には、本会議から付託された議案や請願等を審査する『常任委員会』と、議会の円滑な運営を図るための『議会運営委員会』があります。また、必要に応じて設置される『特別委員会』もあります。
	委員会付託(いいんかいふたく)	本会議に提案された議案などについて、所管の委員会に審査を委ねることをいいます。
	委員長報告(いいんちようほうこく)	委員会での審査を終えた議案などを本会議の議題にすると、委員長が委員会での審査経過及び結果について報告することをいいます。
	意見書(いけんしょ)	地方自治法第99条の規定に基づき、区議会が区の公益に関することについて、国会、国、都などの関係行政庁に対して提出する、議会の意思を意見としてまとめた文書のことをいいます。
	一般会計(いっぱんかいけい)	地方公共団体の基本的な経費を網羅的に計上した会計のことをいい、特別会計に計上される経費を除くすべての経費を処理することとされています。
	一般質問(いっぱんしつもん)	広く区政に関し、報告や説明を求めたり、疑問をただしたりすることをいいます。北区議会では、交渉団体会派に30分以内で認められる代表質問と、議員個人に20分以内で認められる個人質問の2種類があります。
か	開会(かいかい)	議会を法的に活動できる状態にすることをいいます。
	会期(かいき)	議会が会議を行う期間(開会日から閉会日まで)のことで、本会議開会後に議決により決定します。
	開議(かいぎ)	その日の会議を開くことをいいます。なお、その日の議事日程に記載された事件を全て議し、その日の会議を閉めることを散会といいます。
	会議録署名議員(かいぎろくしゅめいぎいん)	本会議の内容をすべて記録した公文書である会議録に、議長とともに署名する議員のことをいいます。会議の都度、議長が2名の議員を指名しています。
	会派(かいはい)	区議会では、所属する政党や主義・主張を同じくする議員が会派を結成し、活動しています。北区議会では、2人以上の所属議員で構成する議会内の団体をいい、会派に属さない議員を無会派議員といいます。なお、3人以上の所属議員を有する会派を交渉団体会派といい、代表質問を行うことなどが認められています。
	議案(ぎあん)	議会の議決を得るために、区長や議員及び委員会が提出する案件を議案といいます。
	議決(ぎけつ)	議会では、議案などに対する可否(賛否)を決定することで、意思決定の内容により、次のような種類があります。 ・可決(⇔否決)：『予算、条例、契約、意見書、決議、その他』に関する議案 ・認定(⇔不認定)：『決算』に関する議案 ・承認(⇔不承認)：『専決処分』に関する議案 ・同意(⇔不同意)：『人事案件』に関する議案
	休会(きゅうかい)	会期中に休日や議案調査、委員会開催等のために一定の期間本会議が開かれず、休止している状態にあることをいいます。
	継続審査(けいぞくしんさ)	会期中に議案などの審査・調査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、閉会中も引き続き委員会で審査・調査を行うことです。
	決議(けつぎ)	法の規定はありませんが、議会の意思を内外に表明することをいいます。
さ	採決(さいけつ)	議長が本会議で表決(議員が案件に対して賛否の意思を表明すること)をとる行為のことをいい、委員会の場合は委員長が表決をとる行為のことをいいます。
	採択(さいたく)	請願・陳情に対し、議会がその内容を審議して賛同の意思決定をすることをいいます。(⇔不採択)
	質疑(しつぎ)	議案等に関し、討論、採決の前に不明確な点や疑問点をたずねることをいいます。
	執行機関(しっこうきかん)	区長、行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会)、行政委員(監査委員)など、行政の仕事を行う機関のことです。
	上程(じょうてい)	本会議で議題として取り扱うことをいいます。
	条例(じょうれい)	地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法のことです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、長・議員の双方が有しています。
	除斥(じょせき)	議会における審議の公平を期するため、議題になった案件と一定の利害関係にある議員を審議に参加できないようにすることをいいます。
	審議(しんぎ)	本会議の付議事件について、説明を聴き、質疑、討論をし、表決する一連の過程のことをいいます。
	審査(しんさ)	委員会において、付託を受けた議案、請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。
	請願・陳情(せいがん・ちんじょう)	住民が直接、区議会に意見や要望できる制度です。議員の紹介のあるものを請願、紹介のないものを陳情といいます。
専決処分(せんけつしよぶん)	議会が議決しなければならない事項を、区長が代わって意思決定をすることです。時間的に議会の招集を待てない緊急な場合などにできることになっています。専決処分後に、議会に報告する場合と、併せて承認を求めることが必要な場合があります。	
た	追加議案(ついかぎあん)	議案は通常、議会の開会日に提出、上程されますが、この後会期中に追加して提出、上程される議案のことをいいます。
	定定数(ていそくすう)	議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことをいいます。地方自治法において、議会は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ、原則として会議を開くことができないとされています。
	定例会(ていれいかい)	付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことをいいます。地方自治法により毎年(1月1日～12月31日)、条例で定める回数を招集することとなっており、北区議会では条例で年4回と定めています。
	動議(どうぎ)	主に会議の進行や手続きに関し、議員から議会に対して、または委員から委員会に対してなされる提議で議会または委員会の議決を経るべきものをいいます。原案に対する修正の動議等は、案を備え文書で議長に提出することとなっていますが、口頭で行われることもあります。
	答弁(とうべん)	本会議や委員会などで、議員の質疑、質問に対して区長や教育長、その委任を受けた関係部長などが回答や説明などを行うことをいいます。
	討論(とうろん)	採決の前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの意見を表明することをいいます。討論の目的は、単に賛否の意見を明らかにすることだけでなく、まだ賛否を決定していない議員及び意見の異なる議員から、自己の意見に賛同を得る意味があります。
	特別会計(とくべつかいけい)	特定の収入を充てて特定の事業を行う場合、経理を明確にするために一般会計と区分して経理するために設置する会計のことをいいます。
	付議事件(ふぎじけん)	議案など議会で審議される事項のことをいいます。
は	附帯決議(ふたいけつぎ)	議案を議決する際、付け加えられる議会の要望のことをいいます。法的な効果はなく、政治的に尊重されるべきものとされています。
	閉会(へいかい)	会期が終了して、議会の活動能力を失わせることをいいます。
	本会議(ほんかいぎ)	定例会や臨時会において、全議員で構成する議会の会議のことをいい、議案の審議や、区議会としての最終意思の決定(議決)などを行います。
ら	臨時会(りんじかい)	定例会のほかに、臨時に必要な場合、必要な特定の事件に限って随時これを審議するために招集される議会のことをいいます。

議会の動き

4月

- 9日 議会情報PR委員会(書面協議)
 - ・くぎかいだより第276号について
- 24日 議会運営委員会
 - ・委員会の構成について

5月

- 13日 議会運営委員会
 - ・臨時会の招集請求についてほか
- 19日 議会運営委員会
 - ・本会議の運営についてほか
- 20日 全員協議会
 - ・議案の説明及び質疑**本会議**
 - ・専決処分承認、副議長選挙、常任・議会運営・特別委員会委員の選任、監査委員選任の同意(2件)ほか**区民生活委員会(本会議休憩中)**
 - ・所管事務調査
地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてほか
 - ・委員長の互選についてほか**健康福祉委員会(本会議休憩中)**
 - ・所管事務調査
地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)の報告及び承認について
 - ・委員長の互選についてほか**文教子ども委員会(本会議休憩中)**
 - ・所管事務調査
地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した令和2年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)の報告及び承認について
 - ・委員長の互選についてほか**企画総務委員会(本会議休憩中)**
 - ・議案審査
地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例の報告及び承認についてほか
 - ・委員長の互選についてほか**議会運営委員会(本会議休憩中)**
 - ・本会議の運営について
 - ・委員長の互選についてほか**建設委員会(本会議休憩中)**
 - ・委員長の互選についてほか**地域開発特別委員会(本会議休憩中)**
 - ・委員長の互選についてほか**防災対策特別委員会(本会議休憩中)**
 - ・委員長の互選について**十条まちづくり特別委員会(本会議休憩中)**
 - ・委員長の互選についてほか**都市ブランド推進特別委員会(本会議休憩中)**
 - ・副委員長の互選について

- 22日 議会運営委員会
 - ・東京都北区議会確認事項についてほか**正副委員長会**
 - ・正副委員長会確認事項についてほか

- 27日 議会運営委員会
 - ・本会議の運営についてほか

- 29日 全員協議会
 - ・議案の説明及び質疑

6月

- 2日 議会情報PR委員会
 - ・きたくぎかいだより第277号についてほか
- 5日 本会議
 - ・代表質問、個人質問ほか
- 8日 本会議
 - ・個人質問、議案の付託ほか
- 9日 議会運営委員会
 - ・議員控室への議会音声配信システムに関する運用方針について

- 10日 区民生活委員会
 - ・請願・陳情審査
危険な「羽田新飛行ルート」の運用の中止を求める意見書提出に関する陳情ほか
 - ・事務事業の概要と現況説明
 - ・所管事務調査
東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例ほか

- 文教子ども委員会**
 - ・請願・陳情審査
別居・離婚後の親子交流を促進する運用・法整備を求める意見書提出に関する陳情
 - ・事務事業の概要と現況説明
 - ・所管事務調査
東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例ほか

- 11日 健康福祉委員会
 - ・請願・陳情審査
新型コロナウイルス感染症から区民生活をまもり、安心・安全に生活ができるよう、意見書提出等を求める陳情ほか
 - ・事務事業の概要と現況説明
 - ・所管事務調査
東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例ほか

- 建設委員会**
 - ・事務事業の概要と現況説明
 - ・議案審査
特別区道路線の認定について
 - ・所管事務調査
東京都北区手数料条例の一部を改正する条例ほか

- 12日 企画総務委員会
 - ・請願・陳情審査
国際社会と連携して武漢ウイルス研究所等への査察等を求める意見書提出に関する陳情ほか
 - ・事務事業の概要と現況説明
 - ・議案審査
東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例ほか

- 15日 防災対策特別委員会
 - ・事務事業の概要と現況説明

- 16日 議会運営委員会
 - ・本会議の運営についてほか

- 17日 本会議
 - ・議案の議決ほか

7月

- 7日 議会情報PR委員会
 - ・きたくぎかいだより第278号についてほか**十条まちづくり特別委員会**
 - ・事務事業の概要と現況説明
- 9日 地域開発特別委員会
 - ・事務事業の概要と現況説明
- 10日 都市ブランド推進特別委員会
 - ・事務事業の概要と現況説明

- 議会運営委員会(本会議終了後)
 - ・第3回定例会についてほか

次回定例会のお知らせ

令和2年第3回定例会は、9月14日から10月9日までの26日間の会期の予定で開かれます。いずれの会議も午前10時開会予定です。

9月15日(火)本会議は都合により開会されない場合があります。傍聴を希望される方は区議会事務局までお問い合わせください。

9月	14日(月)	本会議
	15日(火)	本会議
	17日(木)	区民生活委員会 文教子ども委員会
	18日(金)	健康福祉委員会 建設委員会
	23日(水)	企画総務委員会
	25日(金)	決算特別委員会①
	28日(月)	決算特別委員会②
10月	29日(火)	決算特別委員会③
	1日(木)	決算特別委員会④
	2日(金)	決算特別委員会⑤
	5日(月)	決算特別委員会⑥
	6日(火)	決算特別委員会⑦
	8日(木)	議会運営委員会
	9日(金)	本会議

※第3回定例会で審査する請願・陳情の提出締切日は、9月8日(火)です。

○議会放映をJ:COM東京北(ケーブルテレビ)でぜひご覧ください

第3回定例会本会議の代表質問の様子をJ:COMチャンネルで録画放映します。

放映予定日時

- 9月20日(日)
 - 午後6時～[4時間程度]
- 9月21日(月)～24日(木)
 - 午後8時～[1時間程度](再放送)

きたくぎかいだより No.278

編集：議会情報PR委員会

発行：東京都北区議会

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

☎：03(3908)9948

FAX：03(3908)0600

区議会の活動は、北区のホームページでもご覧になれます。

北区議会